

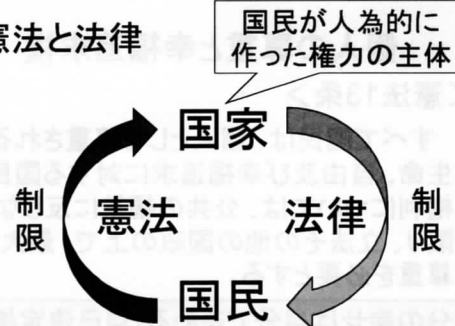
立憲主義と民主主義

- 政治権力を憲法で縛るという考え方を、立憲主義という(憲法に基づく政治)。
 - 国王の横暴に歯止めをかけるために生まれた(英国:マグナカルタ・1215年)。
 - 民主主義社会においては多数派による民意を反映した政治権力にも歯止めをかけるという意味を持つ。

民主主義vs立憲主義
(アクセル) (ブレーキ)

49

憲法と法律



憲法は文化・歴史・伝統・宗教からは中立であるべき

50

憲法とは

- 憲法とは、**国家権力を制限して国民の権利・自由を守る法**(人権)

あくまでも人権保障が目的(近代国家共通)

さらに戦争放棄も目的とした点に日本の立憲主義の特長がある。

51

憲法99条【憲法尊重擁護の義務】

- 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

本来、国民には憲法を守る義務はない

政治家などに守らせる責任があるだけ

52

憲法第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。

↑

政治家、官僚、裁判官等の公務員に憲法を守らせるために行動することを国民に求めている。

53

日本国憲法で一番大切なものは？

「個人の尊重」

54

個人の尊重と幸福追求権

<憲法13条>

- すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

自分の幸せは自分で決める(自己決定権)。

プロセス・過程を大切にするのが憲法。

55

個人の尊重(個人の尊厳)

- 人は皆同じ(人として尊重)→包摂性
→人間として生きる価値がある点では皆同じ

1人1人の個人の幸せのために国があるのであり、国のために個人があるのではない。

- 人は皆違う(個として尊重)→多様性
→人と違うことはすばらしい

多様性を受け入れて共生できる社会をめざす



56

憲法13条(個人の尊重)と9条

- 個人を戦争の道具にさせない
 - 一人ひとりのかけがえのない個人の命を、国に戦争の道具として使わせない。
- 戦争は最大の人権侵害であり、環境破壊
 - だから日本は戦争をしない。
- 外国とも共存の道を最大限に追求する
 - 日本の国と異なる価値観の国であっても“ならずもの国家”と決めつけて武力によって排除することで解決しようとする。

正義と悪の二分論で他国を排斥するのではなく対話と協力による共存をめざすのが憲法9条

57

「安保法制違憲訴訟」の意義は 为什么呢？

58

これまでの政府解釈

- 自衛戦争を含めたあらゆる戦争の放棄(9条)

• 戦力の不保持(9条2項前段)

• 交戦権の否認(9条2項後段)

→海外で武力行使はできない。

→集団的自衛権は行使できない。

自衛の名目での海外での武力行使を否定する。

- 自衛権はあるので、日本が攻撃されたときに国民を守るための必要最小限の実力行使(個別的自衛権)は認められる(政府見解)。

個別的自衛権と“自衛”の名目の武力行使を区別

59

集団的自衛権とは

「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」であり、憲法上行使は認められない。

(1981年5月29日、政府答弁)

(2014.7.1閣議決定による解釈変更)「他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」ときには武力行使できる。

自衛の措置として海外での武力行使容認

ときの政府が総合的に判断

60

| 安保法制の関係 | | 武力行使できず 武器使用のみ | しかし、武力行使 に発展する危険 |
|---------------------------|----------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 法律 | 目的 | いかなる場合に | 何を |
| 国際平和協力法 (PKO協力法) | 国際社会の 平和と安全 | 停戦合意 (中立的立場) 国連決議等 | 人道復興支援 安全確保活動 駆けつけ警護 |
| 国際平和支援法 (恒久法) | 国際社会の 平和と安全 | 停戦合意不要 (紛争当事者) 国連決議等 | 軍隊支援活動 後方支援活動 捜索救助活動 船舶検査活動 |
| 重要影響事態安全 確保法 | 我が国の平 和と安全 | 重要影響事態 (存立危機予測 事態) | 軍隊支援活動 後方支援活動 捜索救助活動 船舶検査活動 |
| 事態対処法 自衛隊法 | 我が国の平 和と安全 | 武力攻撃事態 存立危機事態 | 防衛出動と 武力の行使 |
| グレーゾーン 自衛隊法 (95条の2) | 我が国の平 和と安全 | 米艦等の防護 | 武器の使用 (ミサイル発射等) |
| | | | 地理的限定 なし |

| 安保法制の関係 | | 武力行使できず 武器使用のみ | しかし、武力行使 に発展する危険 |
|-------------------------------|----------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 法律 | 目的 | いかなる場合に | 何を |
| 国際平和協力法 (PKO協力法) | 国際社会の 平和と安全 | 停戦合意 (中立的立場) 国連決議等 | 人道復興支援 安全確保活動 駆けつけ警護 |
| 国際平和支援法 (恒久法) | 国際社会の 平和と安全 | 停戦合意不要 (紛争当事者) 国連決議等 | 軍隊支援活動 後方支援活動 捜索救助活動 船舶検査活動 |
| 重要影響事態安全 確保法 | 我が国の平 和と安全 | 重要影響事態 (存立危機予測 事態) | 軍隊支援活動 後方支援活動 捜索救助活動 船舶検査活動 |
| 事態対処法 自衛隊法 | 我が国の平 和と安全 | 武力攻撃事態 存立危機事態 | 防衛出動と 武力の行使 |
| グレーゾーン 重要影響事態 (隊法95条の2) | 我が国の平 和と安全 | 米艦等の防護 | 武器の使用 (ミサイル発射等) |
| | | | 地理的限定 なし |

全国での安保法制違憲訴訟

- 何が主に問題なのか
 - ①集団的自衛権行使 ← 海外での武力行使を認める。
 - ②後方支援、協力支援
 - ③PKO武器使用
 - ④武器等防護
- 何を求めるのか
 - 国家賠償、自衛隊の活動の差止め
- どんな権利の侵害を訴えるのか
 - 平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権

訴訟の意義

- 立憲主義と平和主義を護る闘い
 - 政権によるあからさまな憲法破壊を許さない。
 - ・ 憲法価値(立憲主義・平和主義・民主主義)を司法のルートを通じて、市民が主体的に行動して護る。
 - ・ 政治部門の暴走を止める役割を司法に果たさせる。
- 具体的な被害の救済
 - ・ 平和を望む市民・親、戦争被害者、自衛官の家族、被爆者、基地周辺住民、原発技術者、平和活動家、ジャーナリスト、交通運輸労働者等、宗教者、教育関係者他
- 市民運動との連携
 - 選挙における「立憲勢力」の共闘との連帯
 - 憲法9条改悪を許さない。

安保法制違憲訴訟～全国の状況

- 提訴状況
 - 計21地域 24裁判
 - ・ 東京(国賠3次、差止)、福島(3次)、高知、大阪(2次)、長崎(2次)、岡山(2次)、埼玉(3次)、長野(2次)、東京・女の会(2次)、神奈川(2次)、広島(2次)、福岡(国賠3次、差止2次)、京都(2次)、山口(2次)、大分(2次)、北海道・札幌(2次)、宮崎(2次)、群馬、北海道・釧路、鹿児島、沖縄、山梨
 - ※提訴順
- 提訴人数
 - 原告:7203名、代理人:1607名
- 今後の提訴予定
 - 愛知ほか
- 東京の裁判状況
 - 国賠(第7回期日)・5/11、差止(第7回期日)・6/20

安倍首相のメッセージ(5.3)と自民党のめざすところ

国家中心主義による壊憲

- 2012年→自民党改憲案
- 2013年→秘密保護法の強行採決
- 2014年→集団的自衛権行使容認の閣議決定
- 2015年→戦争法の強行採決
- 2016年→盗聴法拡大(刑事訴訟法の改正)
- 2017年→共謀罪の強行採決
- 2020年→自衛隊を明記した新憲法施行をめざす

嘘で塗り固めた
酷い答弁と国会

67

5.3安倍メッセージ

「『自衛隊が違憲かもしれない』などの議論が生まれる余地をなくすべきであると考えます。」

この改憲は必要で正当なのでしょうか。

68

安倍・自民党9条改憲案

<9条の2>

- 1項 前条の規定は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない。
- 2項 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有し、自衛隊は、その行動について国会の承認その他の民主的統制に服する。

69

後法は前法を破る

- ローマ法以来の法原則
- 後法(新法)優先の原則のこと。
- 法令の制定・改廃の場合には、新たな法律・条文と抵触する規定は削除されるか改正されるのが一般だが、それが残された場合でも後法が優先される。
- 9条が残されていても、追加された「9条の2」が優先され、9条に反することも許されることになる。9条が書き換えられたのと同じ。

70

- 自衛隊が一度規定されると、我が国を「防衛するための必要最小限度」という曖昧な要件が無制限に拡大解釈される危険性がある。

- 9条2項の例外として規定されるので、9条2項は空文化する。
- どの国も防衛のため必要最小限度なのであり、普通の軍隊。
- 我が国の防衛には必要ということで無限定の集団的自衛権の行使も認められるようになる。

- 国民投票による初めての憲法上の国家機関が自衛隊となることによって、強い民主的正統性が与えられる。
 - 活動範囲の拡張、防衛費の増加、軍需産業の育成、武器輸出の推進、自衛官募集の強化、国防意識の教育現場での強制、学問技術の協力要請等、高度国防国家へと進むことになる。
- 「国防」が憲法上、新たな「人権制約の根拠」になる。

「国防」の名目で自由が抑圧される国へ。

71

自衛隊憲法明記によって変わる事

- 「9条は一切手を付けていないので、何もかわりません」という嘘に惑わされてはいけません。
- この国の形が大きく変わってしまう。
 - (1) “自衛隊”という名称の軍隊を持った普通の国になり、9条2項が削除されたのと同じことになる。
 - (2) 国民に認められたことを理由に、自衛隊や国防が国民生活のあらゆる場面で前面に出てくる。
 - (3) “国防”という名目であらゆる人権が制約される。
 - 徴兵制・徴用が可能となる。

苦役からの自由(憲法18条)の制限が可能となるため

72

- 安保法(戦争法)の違憲の疑いもなくして、世界で自由に自衛隊を実質的な軍隊として使いたいというのが本音。
- 2015安保法以後の、海外で「人を殺し、殺される」自衛隊を明記して9条2項を空文化することになる。
- 憲法の非暴力平和主義の理想を捨て去ってしまっているのか。
- 自衛隊明記の後についての想像力が必要。

9条お試し改憲ではなく、実質全面廃止

自衛隊という名の「軍隊」を持つことになる

災害救助で頑張っている自衛隊がかわいそうという感情論に流されてはならない。 73

私たちのなすべきこと

74

どんな国をめざすべきなのか ～私たち自身が何をめざすか～

<めざしてきた日本の形> → <こんな国にしたいのか>

- 自由にものが言える国 → 萎縮してしまう国
- 弱い立場の人も安心できる国 → 強者が優遇される国
- 多様性を認めあえる国 → 異端・異論を排除する国
- 9条を活かし、戦争できない国 → 戦争しに行く国
- 外交力で信頼関係を構築する国 → 軍事的抑止力で押さえ込む国
- 独立主権国家 → 究極の対米従属国家
- 一人ひとりを大切にす国 → 国家を第一に考える国

法の論理 → カ・排除の論理
法でコントロールする国 → カ・排除で押し通す国

法の支配 → 人の支配

75

今、私たちに必要なこと

- この国をどんな国にしたいのか、私たち自身が覚悟を決めること。
- 国は与えられるものでなく、私たちが創り上げるもの。
- 熱気に流されない冷静さを保つこと。
- 憲法を知り、自立した市民として、それぞれが主体的に行動すること。
- おかしいことには、おかしいと気づいた者から声をあげること。

76

マルチン・ニーメラー牧師の告白

はじめにやつら(ナチス)は共産主義者に襲いかかったが、私は共産主義者ではなかったから声をあげなかった。

そして、やつらは社会主義者と労働組合員に襲いかかったが、私はそのどちらでもなかったから声をあげなかった。

つぎにやつらはユダヤ人に襲いかかったが、私はユダヤ人ではなかったから声をあげなかった。

そして、やつらが私に襲いかかったとき、私のために声をあげてくれる人はもう誰もいなかった。

77

サイレント・マジョリティー

どこかの国の大統領が言っていた
声を上げない者たちは
賛成していると……

選べるのが大事なんだ
人に任せな
行動しなければ
Noと伝わらない

樺坂46
秋元康 作詞

78

今後の訴訟、運動で重要なこと

- 萎縮しないで、声をあげる。
- 権力の私物化は許されないという大義
- 自衛官への感謝。だからこそ戦地で死んでほしくない。
- 想像力(イマジネーション)

| |
|-----------------------------|
| 自分の生活に 引き寄せて、 具体的に考える |
|-----------------------------|

 - 戦争の悲惨さへの想像力
 - 慎重すぎるくらいがちょうどいい。
 - 自分の生活がどう変わるかへの想像力
 - 子どもや孫の幸せ

79

最後に

- 1 明日の日本は今日の私たちが創る。
→ 今を変えれば未来を変えられる。
憲法の理想に現実を近づけることこそ必要。
- 2 今を生きる者としての責任を果たす。
→ 憲法を知ってしまった者として今できることを。
市民として主体的に行動する。
- 3 Festina Lente (ゆっくりいそげ)
慌てず、焦らず、諦めず、
一歩一歩が大切。

80

安保法制は違憲だ！ 原告ら 49 人の生々しい体験

私たちは戦争を許さない

—安保法制の憲法違反を訴える

安保法制違憲訴訟の会 編

四六判・並製カバー 208 頁 本体 1300 円+税

8/4
刊行

安保法制の違憲を訴えて、いま多くの市民が立ち上がっている。戦争体験、将来への憂い、安保法制批判の声を集めた闘いの記録。

本文より

現在起こしている裁判は、この「安保法制」によって私たちが受けている被害を訴えています。戦争しないと謳った憲法の下で暮らしていたことの幸せはなかなか気づかないものです。でも、どうでしょう、この本の中で語る原告の方たちの話は。……歴史は、あとから見れば截然（せつぜん）と残る軌跡ですが、その時代その時代には、ひとり一人がさざ波を起こし、ときに化学反応を起こしながら作っていくものです。私たちは、その一人なのです。……一緒に歴史を作りましょう。（「あとがき」より）

* * *

日本が戦争をしないと決めたことで、この孤児の苦しみは私たちが終わると思っていました。ところが、憲法九条に違反して、また戦争をする国になる法律が作られてしまいました。……この新しい安保法が作られ、私は自分の身が引き裂かれそうな思いです。（戦争体験者・金田マリ子さん）

* * *

戦争は、殺し殺されるものです。……息子が、専守防衛を超えて、海外で殺し殺される場に立つことを想像すると、胸は潰れ、ころは乱れます。（自衛官の父・富山正樹さん）

* * *

集団的自衛権の行使容認を政府が決めてから、日本の船舶が安全ということは全くなりなくなりました。……むしろ日本が攻撃対象として扱われる事態になっており、海運業界を初めとする運送に関わる業界にその影響がもろに出てくるのではないかと非常に恐れています。（元船員・本望隆司さん）

*お近くの書店でお求めください。店頭がない場合は、本紙をお持ちになり、書店にてご注文ください。

*直送ご希望の場合は、下記にお電話いただくか、本紙に必要事項をご記入の上、FAXにてご注文ください。（送料380円が別途かかります）

▶岩波書店〈ブックオーダー係〉TEL:049(287)5721 FAX:049(287)5742

| 購入申込書 | ※申込書に記入された個人情報、ご注文の書籍の発送およびご連絡のみに使用します。 | ご注文数 | 取扱書店 |
|--|---|------|------|
| <p>私たちは戦争を許さない —安保法制の憲法違反を訴える 本体 1300 円+税 ISBN 978-4-00-061211-1 を購入手続</p> | <p>●ご住所 〒 ●お電話 ●お名前</p> | | |

岩波書店 〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 Tel 03-5210-4000 (案内)
HP <http://www.iwanami.co.jp> / Twitter @iwanamishoten

予定目次

まえがき 寺井一弘・伊藤真 (共同代表・弁護士)

第I章 安保法制 いま何が起きているのか

- 1 戦争犯罪への加担 「知る権利」が危機に 志葉玲 (戦場ジャーナリスト)
- 2 中東からの信頼を破壊 岡本達思 (パレスチナの子どもの里親運動)
- 3 民間機も標的に 山口宏弥 (元国際線機長)
- 4 脅かされる空の安全 齋藤晃 (元自衛官)
- 5 後方支援で生じる船舶の危険 本望隆司 (元船員)
- 6 ジャーナリズムの危機が人生変えた 飯田能生 (元NHK記者)
- 7 街頭に立つ自衛官の父 富山正樹 (自衛官の父)
- 8 横須賀基地と原子力空母 新倉裕史 (基地周辺住民)
- 9 宣教師の活動にもリスク 安海和宣 (宗教者)
- 10 安保法制は沖縄県民の生活と安全を脅かす! 下地聡子 (弁護士)
- 11 ナガサキ 語り部として 吉崎幸恵 (被爆者)
- 12 憲法九条は写真家としての私の背骨 大石芳野 (写真家)

第II章 戦争体験と平和への祈り

- 1 孤児の苦しみ繰り返すな 金田マリ子 (戦争体験者)
- 2 東京大空襲の記憶 河合節子 (戦争体験者)
- 3 被爆者を踏みにじる安保法制 田中熙巳 (被爆者)
- 4 平和教育研究者の苦悩 堀尾輝久 (教育学者)
- 5 「愛国少年」を作る政治を許すな 彦坂諦 (作家)
- 6 父を苦しめた戦争体験 高橋俊敬 (診療所事務長)
- 7 幸せを根こそぎ奪い去られ 渡邊紘子 (戦争体験者)
- 8 連なり歩く被爆者の列 誰一人まともに生きてなかった 牟田満子 (被爆者)
- 9 過ちは繰り返さない 服部道子 (被爆者)
- 10 地獄絵図の戦場 猪熊得郎 (シベリア抑留者)
- 11 憲兵だった父の遺言 倉橋綾子 (戦争被害者家族)
- 12 自民改憲草案の地盤固めか 横田幸子 (戦争体験者)
- 13 被爆三世の立場から 太田久美子 (弁護士)
- 14 戦争は経験したくありません 松本悠梨花 (大学生)

第III章 脅かされる平和と市民生活

- 1 若者も感じる現実的不安 荒尾歩 (高校生)
- 2 原発が攻撃されたら 小倉志郎 (元原発技術者)
- 3 貨物列車の運行にも危険 橋本次男 (鉄道運転士)
- 4 爆音被害と墜落の心配 山村充夫 (元鉄道運転士)
- 5 戦争社会は障がい者を疎む 原かほる (地方公務員)
- 6 もうこの国に住めなくなるかもしれない 崔善愛 (ピアニスト)
- 7 子どもたちを守りたい 辻仁美 (ママの会)
- 8 元レンジャー隊員、安保法制への怒り! 井筒高雄 (元自衛官)
- 9 元海上自衛隊員から見た安保法制 西川末則 (元自衛官)
- 10 隊員たちの命は安倍政権の都合の良いオモチャではない 末延隆成 (元自衛官)
- 11 戦争は女性を否定する 角田由紀子 (弁護士)
- 12 性暴力のない世界を 高里鈴代 (元那覇市議会議員)

第IV章 私たちは訴え続ける

- 1 立憲主義を守りたい 菱山南帆子 (福祉施設職員)
- 2 「慰安婦」抹殺を許さない 池田恵理子 (元NHKディレクター)
- 3 キリスト者として声を上げる 平沢功 (宗教者)
- 4 女たちの違憲訴訟 中野麻美 (弁護士)
- 5 安保法制違憲訴訟に関わる憲法研究者の思い 飯島滋明 (憲法学者)
- 6 憲法教育者の苦悩 志田陽子 (憲法学者)
- 7 教科書裁判の否定に抗議 俵義文 (戦争体験者)
- 8 原告として、弁護士の命をかけた闘い 吉岡康祐 (弁護士)
- 9 平和的生存権の意義 石村善治 (戦争体験者)
- 10 安倍流改憲は危険な目くらまし 脇正太郎 (ジャーナリスト)
- 11 安保法制の違憲性と立憲主義の破壊 福田護 (弁護士)

解説 安保法制違憲訴訟と原告らの置かれた立場について法的な視点から 青井未帆 (学習院大学大学院教授)
あとがき 杉浦ひとみ (事務局長・弁護士)